

特定非営利活動法人 日本分子生物学会 細則

第1章 会員

第1条

学生会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書により、指導教員の氏名及び所属を通知しなければならない。

第2章 役員の選出

第2条

理事は、次の各号に掲げる方法により選出する。

- 1) 理事長は、正会員の中から3名を選出し、選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員により構成する選挙管理委員会は選挙事務を行う。
- 2) 投票は1人1票、無記名による10名連記とし、別に定める方法により投票を行う。
- 3) 得票者中の上位の者より順に30名を選出する。ただし、同数得票者については選挙要項に従い順位を定める。
- 4) 理事は3期連続して選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。

第3条

理事長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

- 1) 理事長は新理事を招集し、新理事の互選により新理事長を選出する。
- 2) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新理事長とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を新理事長として選任する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。
- 3) 理事長は理事を兼ねるものとする。

第4条

新理事長が副理事長の設置を希望した場合、次の各号に掲げる方法により、新副理事長2人以内を選任することができる。

- 1) 新理事長は新理事を招集し、新理事の互選により新副理事長を選出する。ただし、新理事長は投票を行うより前に、選任する新副理事長の定数を明確にするものとする。
- 2) 投票は、設置される副理事長の人数に相当する投票を無記名で行うこととし、得票者中の上位の者を新副理事長として選任する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。
- 3) 副理事長は理事を兼ねるものとする。

第5条

理事長は、正会員の中から幹事を指名し、理事会の承認を得て、次の幹事を委嘱する。また、幹事の定数はそれぞれ若干名とし、理事を兼ねることができる。

- 1) 庶務幹事
- 2) 会計幹事
- 3) 編集幹事
- 4) 集会幹事
- 5) 広報幹事

第3章 総会

第6条

総会の議案は理事長が作成し、理事会の議決を経て提出するものとする。また、議案には前年度の事業報告及び収支決算、新年度の事業計画及び収支予算を含むものとする。

第7条

学生会員も総会に出席し、発言をすることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第4章 理事会

第8条

理事会成立のための定足数、ならびに議決（メール審議を含む）について次のように定める。

- 1) 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 2) 審議事項の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長（理事長）が決定するものとする。
- 3) 理事会の議決を要する事項について、日程的都合等により理事会を開催することが困難であると理事長が判断した場合は、「持ち回り理事会（メール審議）」にて審議を行うことができる。持ち回り理事会は、定められた期限までに理事の過半数の回答者数があることを成立の条件とする。
- 4) 持ち回り理事会の議決は、回答した理事の過半数により決するものとし、可否同数の場合は理事長が決定する。

第5章 委員会等

第9条

理事長は、理事会の承認を得て、学会運営の必要に応じた委員会、ワーキンググループ等を置くことができる。

第6章 賞推薦

第10条

理事長は、理事会の承認を得て、理事の中から数名を選出し、賞推薦委員を委嘱する。また、賞推薦委員の任期は2年とする。

第11条

理事長及び賞推薦委員は、理事による推薦をもとに賞推薦候補者リストを作成し、理事長は賞推薦委員の意見を勘案し、候補者リストの中からそれぞれの賞に相応しい候補者を選出し、推薦する。

第7章 学会誌

第12条

GENES TO CELLS を、特定非営利活動法人日本分子生物学会の学会誌とし、GENES TO CELLS の発展のため、編集を補佐する。

第13条

GENES TO CELLS への投稿及び採択は、この法人の会員並びに非会員にかかわらず、平等且つ公平であるものとする。

第14条

この法人の正会員、名誉会員、シニア会員、次世代教育会員並びに学生会員は、GENES TO CELLS のオンライン版を無償で購読できるものとする。

第8章 細則改正

第15条

本細則の改正は、理事会の議決による。

附則

この細則は、この法人の成立の日より施行する。

法人成立日 平成 19 年 6 月 19 日

付記 1. 平成 19 年 12 月 10 日、理事会に於いて第 4 条を追加改正

2. 平成 21 年 12 月 8 日、理事会に於いて第 2 条 5) を追加改正、第 4 条 2) を改正

3. 平成 25 年 3 月 30 日、理事会に於いて旧第 1 2 条文（日本分子生物学会三菱化学奨励賞）を抹消、
改正

4. 平成 25 年 12 月 2 日、理事会に於いて第 8 条を改正

5. 平成 26 年 11 月 24 日、理事会に於いて第 1 4 条を改正

6. 平成 27 年 11 月 30 日、理事会に於いて第 2 条 5)（時限特別措置）を抹消、改正